

令和8年度健康づくり啓発事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

高知県の健康寿命は、平成22年と比較して延伸している一方、壮年期の死亡率は男女ともに全国平均を上回っており、特に男性の死亡率は高い状況にある。県では、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられる「日本一の健康長寿県」を目指しており、その取組の一環として、県民の健康意識のさらなる向上と、よりよい生活習慣の定着に向け、いつもの暮らしに無理なく取り入れられる「高知家健康チャレンジ」により、健康づくり総合啓発を実施する。

「高知家健康チャレンジ」とは

さりげなく働きかけ、自発的によりよい行動を選択するように導く「ナッジ理論」を活用して、県民に対して無理なく取り入れられる具体的な動作指示を盛り込んだ啓発を行うことで、県民の健康意識向上や行動変容を促す。

(1) 取組内容

「朝食摂取」を入り口とした生活習慣「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」の普及啓発

- ・高知県における朝食欠食率は特に20歳から49歳において高く、32.7%と3人に1人は欠食している（令和4年高知県県民健康・栄養調査）。
- ・朝食欠食は肥満や糖尿病の発症リスクを高めると言われているほか、高知県が大阪大学に委託した分析結果によると、本県の心筋梗塞の発症と朝食欠食に関連が見られた。
- ・肥満については、身長と体重によって「肥満」や「やせ」を判断する指標であるBMIが男女ともに全国平均を上回っており、高知県男性のBMIの平均値は全国で最も高い。
- ・高知県の1日あたりの平均歩数が男女ともに全国平均以下であることも、BMIが全国平均を上回っている要因の1つと考えられる（令和6年国民健康・栄養調査：高知県男性8,074歩/全国男性8,564歩、高知県女性7,176歩/全国女性7,291歩）。

- ①「朝食摂取」は、肥満や糖尿病等の発症リスクの低減のために手軽に始められる生活習慣の1つであり、全世代において健康習慣の入り口として取り組みやすいものであることを普及啓発する。
- ②「朝食摂取」に加え、「減塩」、「野菜摂取」、「運動」、「減酒」についても、生活習慣病の発症リスクの低減のために取り組むべきポイントであることを普及啓発する。
- ③自身の健康状態を手軽に確認する方法として、本県が運営する高知家健康パスポートアプリに「体重記録」、「血圧記録」の機能がある。体重及び血圧を定期的に測定し、記録（見える化）することが重要であることを普及啓発する。

2 委託業務の内容

まず第一に、県民への「朝食摂取」の習慣の定着を図るため、テレビCMの制作・放送、ポスター等啓発資材の制作、SNSを活用した情報発信及び専用のランディングページ等を用いた普及啓発を行うこと（県民との接点を増やし、より多くの県民に生活習慣の改善に取り組んでもらうため、量販店・コンビニをはじめとする民間企業等との複数のコラボ企画を盛り込んだ内容とすること）。

次に、「減塩」、「野菜摂取」、「運動」、「減酒」の習慣を合わせて行うことにより、さらなる健康

増進が図られることの普及啓発を行うこと。

さらに、体重及び血圧の測定・記録を、自身の健康状態の確認方法として行う重要性を普及啓発すること。

なお、本事業は県が指定する事業アドバイザーからの助言も取り入れながら進めていくこととしている。県が設定する事業アドバイザーとの打合せに、必要に応じて同席すること。

(1) 生活習慣病の発症リスクの低減につながる行動変容を促す啓発業務

① 「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」について

県民が認知・理解しやすい名称、ロゴ及びキャッチコピー等を県保健政策課と協議のうえ決定し、作成すること。

② テレビCMの制作・放送

次の各号をテレビCMの制作・放送の要件とする。

ア 15秒以上のテレビCMを7パターン制作し、民放3局（高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ）で放送すること。

イ 内容は、「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」及び、自身の健康状態の確認方法としての「体重記録」、「血圧記録」について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

ウ 表現方法は、短時間でも分かりやすく県民へ訴えかけられるもの、かつ、コストをかけずにいつもの暮らしに無理なく取り入れられる動作指示が盛り込まれたものとする。

エ 放送期間は、令和8年9月1日から令和8年9月30日までとする。

オ 放送回数は、3局でAタイム40本以上、特Bタイム50本以上かつ3局を合わせて310本以上とし、効果的な放送時間を設定すること。

③ 生活習慣病の発症リスクの低減につながる行動変容を促す啓発資材の制作・発送

次の各号を上記啓発資材の制作の要件とする。

ア ポスター

(ア) 仕様はA2サイズ、片面フルカラー、用紙厚は110kg以上とし、600部制作すること。

(イ) 内容は、「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」及び、自身の健康状態の確認方法としての「体重記録」、「血圧記録」について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

(ウ) 分かりやすく県民へ訴えかけるもの、かつ、コストをかけずにいつもの暮らしに無理なく取り入れられる動作指示が盛り込まれたものとする。

(エ) 県保健政策課が指定する送付先に送付すること。なお、発送・仕分け・鑑文印刷・発送用角2封筒印刷込みとする。

(参考：令和7年度送付先のべ250件程度)

イ チラシ

(ア) 仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚は90kg以上とし、1パターン150,000部制作すること。

また、片面はポスターと同じデザインとすることとし、白黒印刷でもわかりやすいデザインデータ(PDF)も納品すること。

(イ) 内容は、「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」及び、自身の健康状態の確認方

法としての「体重記録」、「血圧記録」について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

(ウ) 分かりやすく県民へ訴えかけるもの、かつ、コストをかけずにいつもの暮らしに無理なく取り入れられる動作指示が盛り込まれたものとする。

(エ) 県保健政策課が指定する送付先に送付すること。なお、発送・仕分け・鑑文印刷・発送用角2封筒印刷込みとする。

(参考：令和7年度送付先250件程度。ポスター送付先と重複)

ウ コラボ企画で使用する啓発資材

(ア) 「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」及び、自身の健康状態の確認方法としての「体重記録」、「血圧記録」について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

(イ) 制作に当たっては、下記(2)のコラボ企画を実施する団体・企業等が活用しやすい資材とすること。

(ウ) 制作した資材の制作部数と想定する送付先を提案すること。なお、想定する送付先への送付は受託者が行う。

④ SNSを活用した情報発信

次の各号をSNSを活用した情報発信の要件とする。

ア 発信する情報の内容は、「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」及び、自身の健康状態の確認方法としての「体重記録」、「血圧記録」について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

イ 既存のSNSアカウントのフォロワー数が増加する工夫をすること。

ウ インフルエンサーの活用についても検討すること。

⑤ ランディングページの制作

各啓発業務の実施目的やテレビCM等を掲載したページを制作すること。

(2) 企業等とのコラボレーション企画（コラボ企画）による生活習慣の改善の促進

生活習慣の改善を促すために、「朝ごはんから広がる健康習慣（仮称）」及び自身の健康の確認方法としての「体重記録」、「血圧記録」に関して、量販店・コンビニをはじめとする民間企業等とコラボした企画を実施する。実施に当たっては、下記の各号を要件とする。

① 量販店及びコンビニ等とのコラボ企画

ア 量販店及びコンビニ等がメリット（売上・来客数の増加等）を感じられるコラボ企画を実施し、実施店舗における地域の偏りが無いように各社の協力を得ること。

※可能な限り県内全市町村で実施することとするが、難しい場合は、移動式スーパー等によるエリアカバーも可とする。

イ 啓発資材の制作に当たっては、量販店及びコンビニ等が活用しやすい資材とすること。

参考：令和7年度は、量販店及びコンビニ等約250店舗に特設コーナーを設置。ミニのぼり旗やプライス棚ポップ等を制作しPRを行った。

ウ 高知家健康パスポートアプリとの連携を必須とする。

健康パスポートアプリについて：<https://www.health-pass.pref.kochi.lg.jp/>

エ 実施期間は、令和8年9月1日から令和8年9月30日までは必須とする。

※高知家健康パスポートアプリの「健康チェック」記録機能を活用したプロモーション

ョン（例：インセンティブを伴うイベント実施等）もあわせて行うこととする。
また、コラボ実施期間において、集中的にプロモーションする店舗を県内5店舗以上設定することとし、専用の啓発資材等を手配すること。

オ 本委託業務終了後も県民の行動変容が継続するようなコラボ企画とすること。

② 高知家健康パスポートアプリアクティブユーザー数（*）及び事業所版登録事業所数の増加を目的としたコラボ企画

ア 高知家健康パスポートアプリアクティブユーザー数及び事業所版登録事業所が増加するようなコラボ企画を実施すること。

イ 啓発資材の制作にあたっては、コラボ企画を実施する団体・企業等が活用しやすい資材とすること。

（*）アクティブユーザー：1日1回以上アプリを利用しているユーザー

（3）その他のプロモーション

① 本事業を広く県民に周知するため、以下のプロモーションを実施すること。

ア 職場を通じた「高知家健康チャレンジ」の周知・啓発

県内経済団体及び保険者等と連携し、県内事業所に対して「高知家健康チャレンジ」の周知・啓発を行うことにより、職場を通じて県民の健康意識向上や行動変容を促す（例：関係団体の定期会報誌への掲載等）。

イ 健康づくりに関する他の県施策との連携

高知家健康パスポート事業や事業所健康づくり支援事業等と連携し、効果的に事業を進めること。

（4）事業評価

県民の生活習慣改善に関する意識醸成や行動変容の成果について、県民へのアンケート、高知家健康パスポートアプリのアクティブユーザー数、事業所版登録事業所数、量販店及びコンビニ等の売上などの実績を活用し、事業評価を行うこと。

（高知家健康パスポートアプリに関連するデータについては、保健政策課より提供）

3 委託業務の成果品

次に掲げる成果品を指定された期日までに納品すること。

（1）業務完了報告書（委託業務の取組成果について評価をするとともに、生活習慣病の改善に向けた令和9年度以降の取り組みに関する提案内容も記載すること）

（2）高知家健康チャレンジの業務に係る打合せ議事録（実施後、速やかに提出すること。）

（3）上記2（1）②の成果品として、放送映像の電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。

（4）上記2（2）の成果品として、健康づくり団体や企業等とコラボしたことの分かるもの（ロゴ等を掲載した機関誌や販促チラシ、イベントの案内や写真など）及び効果検証結果について電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）で納品すること。

4 委託業務の著作権

（1）本事業の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、別途締結する業務委託契約書における第19条

- 第4項の規定による引渡しのおきをもつて受託者から発注者に移転するものとする。
- (2) 受託者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
 - ア 成果品の内容を公表すること。
 - イ 成果品を利用して発注者の業務を実施すること。
 - ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
 - (4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県保健政策課の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
 - (5) 受託者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
 - (6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

5 留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (3) 定期的な打合せのほか、必要に応じて業務打合せを行うこと。
- (4) 業務の実施において物品等を調達する場合には、「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年4月)に基づき、環境物品等の調達に努めること。